

三重県専修学校専門課程修業支援利子助成金制度 のご案内

(令和8年4月施行)



はじめに

三重県では、学習意欲がありながら、経済的な理由により専修学校専門課程で修業することが困難な学生に対し、所定の借入金の利子の助成を行っています。

利子助成対象となる貸付

- ① 日本政策金融公庫の教育ローン
- ② 日本学生支援機構有利子奨学金 (※ ①②の重複申込みは可能です。)

前年の1月から12月まで(新入生は入学の月から12月まで)の期間に既に支払った利子のみを対象とします。

年利3%を上限とします。

期間は返済が完了するまでの間とします。(ただし、毎年世帯と所得にかかる状況について審査をし、支給条件から外れる場合には支給を停止します。)

対象者の条件 次のいずれにも該当すること

- 1 利子助成を受けようとする方を扶養する方とその配偶者(保護者)が三重県に住所を有する。
- 2 専修学校専門課程(専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。)に在学し、または卒業し、もしくは修了した方である。
- 3 大学や短大などを卒業あるいはそれらに在学していない方である。
- 4 世帯の全所得が一定の基準以下である。(※注)
- 5 日本学生支援機構第一種奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める無利子奨学金を他に利用していない方である。

※(注)「一定の基準」とは、「経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額」を言います。基準額は、およそ次のとおりです。

世帯人数	3人以下	4人
対象となる所得額の上限(給与所得控除後の金額の合計)	390万円	480万円

※ 次の世帯には加算があります。 障がい者世帯、母子父子寡婦世帯

申し込みの方法

- 申込先 : 三重県 環境生活部 私学課
- 申込時期 : ◇資格申込 --- 当該年度の入学前(専修学校専門課程1年生の方の場合)又は4月から当該申込年度の8月までに契約された方は**7月～9月末日**、当該申込年度の9月以降に新規に契約された方は**契約日から3ヶ月以内**にお申し込みください。
- 提出書類 : 申込用紙の他に、**在学証明書または卒業・修了証明書、借入金の内容が認できる書類、世帯全員の住民票、所得証明書、本人を扶養していることを証明する書類**が必要です。(詳しくは三重県 環境生活部 私学課までお問い合わせください。)
- 交付申請及び請求 : 申請者について審査のうえ受給資格者を決定します。受給資格者は、必要書類を添えて毎年2月末日までに利子助成金の交付請求を行ってください。

その他

次のようなときには利子助成を打ち切ります。

- ・退学したとき
- ・大学や短大に入学したとき
- ・日本学生支援機構第一種奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める無利子奨学金を受けることになったとき



お問い合わせ先 : 三重県 環境生活部 私学課
Tel : 059-224-2161